

令和6年

熊野町農業委員会

議事録

第9回

熊野町農業委員会

令和6年第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和6年9月20日（金）午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員（10人）

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
委員	稲垣 寿計
委員	近藤 信二
委員	荒滝 直洋

6. 議事録署名委員（2人）

委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	内田 直人
主任	松田 修典

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和6年第9回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。2番 橋川委員、3番 住川委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第31号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇に向け進み、〇〇〇〇、〇〇〇〇から200メートル程進んだ先を右折した町道沿いにある田6筆で、現況は休耕となっております。譲渡人の生活が多忙となり耕作が困難な状況となっていたところに、農業に興味があり新規就農を希望する譲受人から耕作の申出があったものです。譲受人の方は耕作の経験はありませんが、家庭菜園で、なすやきゅうり等を作られており、権利取得後は畑としてなすやきゅうりの作付けを予定されているとのことでした。米作りにも興味があり、将来的には米と野菜の両方を作付けしたいと意欲をもたれておられます。周辺に影響を及ぼすこともないと思込まれるため許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。
近藤委員	9月3日に事務局と現地を確認してきました。場所は事務局説明のとおり、〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇に向け進み、〇〇〇〇、〇〇〇〇から200m程進んだ先を右折した町道沿いにある田6筆です。現地は6筆のうち4筆が譲渡人による保全管理がされており、多少の草はありましたがすぐに耕作が可能な状況でした。他の2筆については草が腰丈ほど伸びていましたが、草刈りを行えば耕作が可能と思われる状況でした。事務局からも説明がありましたとおり、権利移転後は譲受人が畑として、なすやきゅうりを作ら

	れる予定です。現在は家庭菜園で耕作をされており、規模を拡大したいと考えられたとのことです。耕作放棄地として今後荒廃化する可能性がある中で、耕作に熱意がある方に管理いただけることは農地としての適正な管理につながると思われることから、許可として問題ないものと思われます。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第１、議案第３１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第１、議案第３１号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第２、議案第３２号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第３２号熊野農業振興地域整備計画の一部変更について、まず、熊野農業振興地域整備計画についてご説明させていただきます。当該計画書は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため町が策定した計画書でございます。計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では現在、１２８．４ｈａを農用地区域として指定しているところでございます。この農用地区域に指定された土地は、原則農業の用途以外の目的に使用することが出来ず、農地以外に転用を行いたい場合は本件のように法律の手続きに則り農用地区域から除外する手続きが必要となります。本町では６月末と１２月末、年に２回受付をしたものについて町としての審査、広島県との協議のほか約１か月間の縦覧や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は農用地区域から除外することが出来るものとされております。この度の申請地については農地の利用集積に与える影響は無いと認められること、土地改良事業によって施工された農地ではないため一定期間転用が出来ないといった制約はないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおりますので後ほど行う案件の説明については、計画の内容について説明をさせていただきます。また、広島県とはこの度の意見照会を行うにあたり事前に内容を確認して頂いており、現時点では問題のない旨の回答を頂いて

	おります。なお、本日この議案について認められた場合であっても、引き続き県との本協議や異議申し立て期間等を設けることとなるため本手続きをもってすなわち許可となるものではございません。除外後は今後改めて農地転用の許可申請について、ご審議して頂くことになります。説明についてはこの度行うので、次回許可申請時には説明を省略させていただきます。それでは、今年の１月から６月末までの間に除外申請のあった転用について、説明をさせていただきます。番号①、本件については、初神地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇に 600mほど直進した先を右折し 200m程進んだ右手にある田 1 筆です。転用計画としては太陽光発電設備用地であり、除外面積は 703 m²を計画されています。既に農振除外済である隣地の農地や山林と合わせて転用の計画がされており太陽光としての全体の計画面積は 1,258 m²、パネル設置枚数は 146 枚となっております。申請人が県外におられ農地の管理が困難となり、引継ぎをされる方がおられず今季限りで耕作を辞めようとされていた中で、太陽光発電設備用地として売買をする話があり、耕作放棄地となる可能性が高いため太陽光事業者には売買し有効活用を行ってもらえればと考えられ転用を計画されたものです。番号①の計画内容については、以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	９月６日に事務局と現地を確認してきました。現地は田として作付けがされている状況でしたが変更申出人が県外在住であり農地の管理が困難であるため、今季限りで耕作を辞められる意向を持たれているとのことでした。 変更申出人が県外在住で後継者がおらず農地の管理が困難となった状況の中で、太陽光発電用地として売買され利活用が行われることで、農地の荒廃防止が見込められると思われます。隣接する農地が作付けされていますが、水路等周辺農地に影響がないようにするとのことであり転用することに問題はないと思われます。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第２、議案第３２号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議ありませんか。

議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第２、議案第３２号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は意見なしとして回答することに決定しました。続いて、日程第３、報告第９号「農地法第３条の規定による許可処分の取消について」、日程第４、報告第１０号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第７条第２項に基づき７月及び８月の間に専決処分した許可処分の取消及び届出書の受理について、同規程第８条に基づき報告します。報告第９号、農地法第３条の規定による許可処分の取消については議案８７ページから９３ページのとおり、新宮地区で２件です。 番号１から４については６月２０日の農業委員会で許可を行いましたが、自己都合を理由として８月１日に取消願が提出され８月８日付けで取消処分を行ったものです。番号５については７月２２日の農業委員会で許可を行いましたが、８月５日に自己都合を理由として取消願が提出され８月１４日付けで取消処分を行ったものです。報告第１０号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案９５ページから１１８ページまでのとおり呉地地区で３件、新宮地区で２件、城之堀地区で２件ございました。以上が専決処分した許可処分の取消及び届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は１０月２１日（月）に開催予定です。議案につきましては１０月１０日（木）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和６年第９回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

	議 長	印
	署名委員	印
	署名委員	印